

令和 7 年度 保育施設等指導検査等実施方針

1 基本方針

区は、令和 6 年 3 月に令和 6 年度から令和 9 年度までを計画期間とする第 2 期「文の京」総合戦略を策定し、計画期間（4 年間）における重要性・緊急性の高い主要課題の 1 つとして「多様化する保育ニーズへの対応・保育の質の向上」を掲げ、取組を進めている。

待機児童解消を主眼とする「保育サービス量の拡充」から「多様化する保育ニーズへの対応」へと、求められる保育ニーズの内容も変化する中、質の確保された保育サービス拡充のための取組が一層求められている。

また、令和 7 年 4 月に、区は児童相談所設置市への移行に伴い、東京都より児童福祉法に基づく認可保育所や認可外保育施設等に対する指導監督権限が移管された。

こうしたことから、適切な保育の提供と保育の質の向上を図っていくためには、保育施設等に対する指導検査の取組が一層重要なものとなっている。

以上のことを踏まえ、認可保育所及び家庭的保育事業等に対する一般指導検査並びに認可外保育施設に対する立入調査等（以下「一般指導検査等」という。）については、文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例、文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例、文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例等関係法令等に照らして、適正に実施されているかを確認の上、改善指導等を行い、児童福祉行政の適正かつ円滑な実施を確保することに主眼を置いて実施する。

また、重大な法令違反や虐待等、不適切なサービス提供の疑いがある場合には、児童福祉施設の社会的使命に対する信頼の維持、確保及び利用者保護に主眼を置いて、速やかに特別指導検査又は特別立入調査等（以下「特別指導検査等」という。）を実施する。

2 一般指導検査等の重点項目

(1) 運営管理関係

ア 職員の確保及び処遇

- (ア) 職員配置基準に定める職員の員数及び資格を満たしているか。
- (イ) 職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。
- (ウ) 職員の健康診断や労働条件に係る運用が適正に行われているか。
- (エ) 職員の資質向上のための取組を適切に行っているか。

イ 安全対策の徹底

- (ア) 在籍児童に見合う基準面積が確保されているか。

(イ) 安全計画に基づく安全措置（研修及び訓練等）の実施並びに消防計画に基づく避難訓練、救命救急訓練等の安全対策を実施しているか。

(2) 保育内容関係

ア 保育所保育指針の徹底

(ア) 子供の人権に十分配慮するとともに、子供一人一人の人格を尊重した適切な保育が行われているか。

(イ) 保育所保育指針に基づく全体的な計画及び指導計画の作成等がなされているか。

イ 児童一人一人に応じた保育の徹底

(ア) 児童の健康状態の把握が適正になされているか。

(イ) アレルギー疾患を有する児童等の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

ウ 安全対策の徹底

(ア) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。

(イ) 食事中の誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。

(ウ) プール活動・水遊び、園外保育時、送迎時、その他保育中の事故防止に配慮しているか。

(エ) 上記（ア）から（ウ）にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。

(オ) 食中毒・感染症予防対策が徹底されているか。

(3) 会計経理関係

(主に認可保育所等)

ア 適切な会計処理の徹底

(ア) 会計基準等に従った適正な会計処理が行われているか。

(イ) 計算書類等が適正に作成されているか。

(ウ) 資金移動等に係る経理は、関係通知に基づき適正に行われているか。

(エ) 保育所単位での資金管理（積立資産含む。）が適正に行われているか。

イ 管理組織の確立

(ア) 会計責任者と出納職員を区分するなど、内部牽制体制が確保されているか。

(イ) 資産管理が適正に行われているか。

ウ 契約事務の適正化

(ア) 契約締結の必要性を文書により明確化し、契約の透明性、正当性を第三者にも証明しうるものとしているか。

(イ) 契約締結に当たっては、入札の実施により透明性を確保しているか。また、随意契約は、関係通知等により認められた範囲において適切に実施しているか。

3 特別指導検査等の重点項目

(1) 運営管理関係

法令等を順守した施設運営を行っているか。

(2) 保育内容関係

保育内容は、入所する児童の心身の健全な発達を図るものとして、良質かつ適切なものか。

(3) 会計経理関係

会計基準や関係通知に則った適切な事務処理が行われ、施設の運営に要する費用が適正に使われているか。

4 実施計画

(1) 対象施設

ア 認可保育所(保育所型認定こども園含む)

イ 家庭的保育事業等(家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業)

ウ 認可外保育施設

(2) 実施形態

ア 一般指導検査等

(ア) 実施方法

施設種別ごとに日程を定め、施設又は当該施設を設置運営する法人等の事務所に赴いて実施する。

(イ) 実施単位

施設を単位として実施する。

(ウ) 班編成

1 検査班当たりの検査員は、原則として係長級以上の職にある者を長とする職員2人以上とする。また、施設の状況により適宜体制を再編し実施する。

(エ) 日程及び対象

日程及び対象については、原則として指導検査を開始する前に決定する。

イ 特別指導検査等

(ア) 実施方法

施設ごとに適宜日程を定め、施設又は当該施設を設置運営する法人等の事務所に赴いて実施する。また、必要に応じ、施設の関係者の来庁を求め、執務室等において実施する。

(イ) 実施単位

施設を単位として実施する。

(ウ) 班編成

1 検査班当たりの検査員は、原則として副参事以上の職にある者を長とする職員2人以上とする。また、施設の状況により適宜体制を再編し実施する。

ウ 集団指導

文京区認可外保育施設に対する指導監督要綱実施細目(2024 文子幼第 8436 号)に定める居宅訪問型保育事業のうち複数の保育に従事する者を雇用していないものに

については、立入調査に代えて、集団指導を行う。

5 関係団体等との連携

(1) 国及び東京都

必要に応じて指導検査に係る必要な情報の交換を行う。

(2) 区の社会福祉法人指導監督所管課

社会福祉法人及び当該社会福祉法人が運営する施設の指導検査結果等については、相互に必要な情報の交換を行う。